

- 1 ③ 「刑罰」には、固有の意味の刑罰のほか、秩序罰（過料）や執行罰も含まれる。なお、懲戒罰は、原則として団体の内部規律をもって定めれば足り、法律の定める手続を要しないものとされている。
- 2 ① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることがある（地方公務員法60条2号、34条1項・2項）。なお、在職中に知った秘密については、退職後も守るべき義務が課せられている。
- 3 ② 住居侵入罪が成立する場合は、そもそも不退去罪は成立しない。最決昭31.8.22も、「建造物侵入罪は故なく建造物に侵入した場合に成立し退去するまで継続する犯罪であるから、同罪の成立する以上退去しない場合においても不退去罪は成立しない」旨判示している。
- 4 ④ 最決昭24.4.25参照。警察官が作成した捜査報告書について、無条件に証拠能力が認められるとすれば、当事者主義訴訟構造及び刑訴法321条3項等の趣旨に反することとなる。
- 5 ⑤ 職務遂行上、セクシャル・ハラスメントをした場合にあっては、本指針において「減給又は戒告」処分が示されている。
- 6 ③ 風営法22条1項2号、52条1号参照。「当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。」は明文で禁止されている。これに違反した者に対しては、6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれらが併科される。
- 7 ⑤ 大学の講師は、在留資格である「教育」に該当しない。大学の講師は、大学の教授とともに、在留資格である「教授」に該当する。
- 8 ② 緊急逮捕状が発せられない場合には、直ちに被疑者を釈放しなければならない（刑訴法210条1項）。なお、逮捕の理由となった犯罪事実がないこと、若しくはその事実が罪とならないことが明らかになり、又は身柄を留置して取り調べる必要がないと認め、被疑者を釈放したときであっても、緊急逮捕状の請求をしなければならない（犯罪捜査規範120条3項）。
- 9 ① 道交法2条18号参照。「車両等が継続的に停止すること」、又は「車両等が停止し、かつ、運転者が車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあること」のうち、いずれか一方の要件が満たされていれば、「駐車」があったものと認められる。
- 10 ④ コンピュータへ不正に侵入し、システムやデータを破壊・改ざんする行為をクラッキングといい、このクラッキングを行う者を「クラッカー」という。なお、何度もメールを送り付けるなど、ネットワークを利用してしつこくつきまとう者は「ネットストーカー」と呼ばれている。